

平成 20 年 2 月 6 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「銀行等金融機関における財務報告に係る内部統制の監査  
の留意事項」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒  
ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○「1. はじめに」について

「本報告は、銀行等金融機関の内部統制監査に当って、現時点において示  
しておくべき最小限の留意事項を取りまとめたものであり、適用に向けて今  
後も追加して検討すべき事項があることも想定されるため、中間報告とし  
た。」と記載されているが、現時点で検討している事項があれば示してい  
ただきたい。

また、中間報告が最終となる時期についても示していただきたい。

(理由)

本年4月から実際に適用となるため、現在の対応に影響がある事項につ  
いては、前広に示していただきたいため。

○「3. 内部統制上の重要な欠陥の判断基準」について

重要な欠陥の判断指標として、「連結総資産の一定割合などの他の指標も  
勘案して金額的重要性を検討することも考えられる」との記載があるが、例  
えば、「連結税引前純利益」の概ね5%程度というような具体的な数字を示  
していただきたい。

(理由)

判断基準を示すのであれば、極力具体的な数字を指標として示し、恣  
意的な判断が入らないように手当てしておくことが望ましいと考えられるた  
め。

○「4. 重要な事業拠点の選定」について

「重要な事業拠点を選定することが考えられる」との記載については、「選  
定することが妥当な場合があると考えられる」としていただきたい。

(理由)

内部統制実施基準のⅡは、経営者が自ら評価する内容を記載しているものであるため、監査の指針である本公開草案においては、上記記載が適当であると考えるため。

○「5. 評価範囲の妥当性の検討」について

「(1) 重要な事業拠点における業務プロセスの識別」について

「これらの業務プロセスでは、3勘定に直接的に関連する損益項目もカバーされることに留意すべきであるが、いずれも銀行等金融機関の収益獲得活動と密接に関連している業務プロセスである。」という記載は削除していただきたい。

(理由)

一般事業会社における、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目の例示が「売上、売掛金、棚卸資産」であるのに対して、銀行業の特殊性の観点からは「預金、貸出金、有価証券」が評価対象となることを明示すれば足りると考えるため。

財務諸表作成基準日後の将来における相場変動リスクの評価のため、一定の前提条件を置いて算定され、財務諸表外で開示されているVaR等については、「事業目的に大きくかかわってはいるが、財務諸表数値に直接的に関連するものではないため、内部統制監査においては、財務報告の範囲に含まれない」として例示されたものと同様に分類することが適当であると考えられる。仮に、VaR等が注記事項となった場合であっても、形式的には「財務諸表数値に直接関連するもの」に該当することにはなるが、貸借対照表や損益計算書に表示される一般的な会計数値とは性質を異にするという本質は変わらないため、内部統制監査の対象外と考えることが合理的であると理解するが、この点を確認させていただきたい。

(理由)

企業会計基準委員会公開草案「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」により、金融商品に係る定量的なリスク情報としてVaR等が開示されることが予想される。しかし、この場合であっても、VaR等の情報については、財務諸表作成基準日後の将来における相場変動リスクの評価のため、一定の前提条件をおき算定を行うものであり、その内容は一般的な会計数値とは性質を異にするものである。したがって、仮に金融商品に係る定量的なリスク情報として開示される場合であっても、「内部統制監査においては、財務報告の範囲に含まれない」として例示されたものと同様に扱うことが適当であると考えられるため。

○「6. 全社的な内部統制の評価項目」について

「金融検査マニュアルにおいて財務報告に関連すると判断される項目があれば、内部統制監査を実施するに当たって、参考とすることも有用であると考えられる。」との記載があるが、内部統制監査において参考とすることが有用と考えている項目がある場合は、その具体的な内容を例示していただきたい。

(理由)

「内部統制監査と金融検査は目的が異なることから、全社的な内部統制として評価すべき項目と金融検査マニュアルで求められる内部管理態勢は、関連する部分があるものの、必ずしも同一となるわけではない。」という記載をしたうえで、金融検査マニュアルを参考とすることも有用としており、監査において具体的に有用であると想定している項目があれば示していただきたい。

以 上